

省令改正の概要

省令別表第19の公衆衛生に与える影響が著しい営業（食品衛生法施行令第35条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する施設基準について、従業者が常駐しない施設については必要がない又は代替設備による対応が可能な規制の見直しを行った。

省令別表第20の公衆衛生に与える影響が著しい営業ごとの施設基準について、従業者が常駐する施設において目視確認、感覚的な確認、消費者との対話等により行っている施設内の状況の把握など、従業者が常駐しない施設においては機器の機能等により補完して行う必要のある規制を追加した。

その他所要の改正を行った。

改正省令の基準を参照

条例改正の概要

条例別表第1に規定される営業に共通する施設基準

従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に、適用が除外される規定について明記。

条例別表第2に規定される営業ごとの施設基準

従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に満たすべき要件を規定。

施行日 令和8年4月1日